

新聞コラム紹介

<ウェブ>

中国の「一带一路」とエネ協力*

研究顧問 十市 勉

6月中旬、マレーシアで中国が主催した「一带一路」とアジアのエネルギー協力をテーマとする国際会議に出席した。習近平国家主席が、昨年11月に北京で開かれたAPEC首脳会議で提唱した経済圏構想である。

「一帯」とは、中国から中央アジア、ロシアを経て欧州につながる「シルクロード経済ベルト」で、「一路」とは、中国から東南アジア、インド、アラビア半島、アフリカ東岸を結ぶ「21世紀海上シルクロード」で、この2つの地域で、インフラ整備や貿易の促進を図ろうとする大構想である。

会議では、アジア経済の発展にはエネルギー市場の安定化が不可欠で、地域協力をどう進めるかが最大の関心事であった。中国側からは、エネルギー・資源のアジア取引市場の確立や投資・貿易自由化ルールの交渉、供給国と消費国の企業間協力の促進および石油備蓄などの情報共有化の仕組み作りなどが提案された。

とくに、石油や天然ガスのパイプラインの建設、発電所や送電網の整備、さらに再生可能エネルギーや省エネ型都市の開発などを進めるには、投資や貿易のルール、税制や環境基準などの調和が必要となるからだ。中国側の発表者からは、持続的な経済発展のカギを握る金融とエネルギーは、これまで欧米の強い支配下にあり、今後はアジアの地域協力によって独自の仕組みを作るべきだとの強い意欲が示された。

その具体的な動きの第一歩となるのが、今年末に業務を始める「アジアインフラ投資銀行」(AIIB)の設立である。同銀行(資本金1000億ドル)には、日米加を除く世界の主要57か国が創設メンバーとして参加し、出資比率が約30%の中国が事実上の拒否権を持つことになっている。今回の会議で印象的だったのは、中国がアジア地域でのエネルギーインフラ整備を「一带一路」の中核に位置づけ、その資金的な裏付けとしてAIIBを活用することを随所で強調していた点である。

中国は、すでに今年5月に、世界の70か国以上が参加する国際エネルギー憲章(IEC)に調印している。同憲章は、法的拘束力はないが、政治宣言によってエネルギー安全保障の強化のため投資や貿易の促進、エネルギー効率や環境保護、エネルギー貧困の撲滅などを目指すものである。このように中国は、国際エネルギーガバナンスに積極的に関与する姿勢を示しているが、欧州主導で作られた法的拘束力を持つエネルギー憲章条約(ECT)

* 本文は電気新聞に2015年8月28日に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

に加盟するかどうか分からない。しかし中国は、ECT を参考にしながら、アジア版のエネルギー憲章条約を作ることを目指しているようだ。

これまで日本は、APEC や東アジア首脳会議などの地域協力の枠組を使って、アジアのエネルギーインフラ整備や政策支援、人材育成や技術移転などを進めてきた。それを資金面で支えてきたのが、日米が主導する「アジア開発銀行」である。中国の政治的、経済的な影響力が一段と高まるなか、日本は、「一带一路」と対立的ではなく、競争しつつ相互補完的な関係を築く必要がある。

今年 5 月に安倍首相は、今後 5 年間にアジアで 1100 億ドルの「良質のインフラ投資」を行う方針を表明した。近年中国は、電力不足が深刻化するアジア途上国で石炭火力の建設を進めているが、その発電効率や環境基準で問題視される場合が多い。また、中国が原子力の輸出大国になるのが確実視されるなか、安全基準や事故発生時の情報共有化などの協力体制の構築も重要な課題となっている。日本は、AIIB の融資基準の透明性や国際的に評価される環境・安全性基準の適用を求めると同時に、今後もアジアの持続的な経済発展に積極的に取り組むべきである。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp